

令和8年度 粕屋町学童保育所募集要項

保護者が就労等により放課後等に家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、学童保育所の入所児童を次のとおり募集します。

■実施主体

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項及び第34条の8第1項の規定に基づき、粕屋町が行うものとする。

■対象児童

町内の小学校に在籍している児童で、保護者が就労等により放課後等に家庭にいない児童。

入所申込受付

■当初申込受付

- 受付期間 **令和7年12月1日(月)～12月13日(土)**
受付期間を過ぎての申込みはできません。
- 受付時間 月～金曜日 午後2時から午後6時30分*まで
土曜日 午前8時から午後6時30分*まで
(※午後6時以降は児童の帰宅状況により早めに閉まる場合があります。)
- 受付場所 **各学童保育所**
- 結果通知 令和8年2月上旬予定

定員を超える申込みがあった場合は、受付期間内の申込者のなかで、学年、就業状況、世帯状況等を総合的に考慮し、入所者を決定します。

入所できなかった場合は、待機者として登録し、欠員が生じた場合に利用調整を行います。待機の順番は、通知後、転入者などの申込みにより、変動する場合があります。

■随時申込受付 (12月の当初申込受付で申込みされていない方の受付)

- 受付期間 **二次募集:令和8年3月2日(月)～3月6日(金) 随時募集:3月9日(月)～**
※求職中の方については、定員に達していない場合に限り二次募集から申込みできます。
ただし、入所から2か月以内に就職が決まらない場合、退所となります。
※年度途中から入所を希望される場合は、入所希望日の1か月前から申込みできます。
(育児休業中は、当初申込受付から申込みできます。入所は、復職日からです。)

入所要件・必要書類

- ①入所申込書 ②児童台帳 ③保育を必要とすることを証明する書類(下記参照)

○保育を必要とすることを証明する書類

書類が必要な方:保護者および18歳以上65歳未満(令和8年4月1日時点)の同居の親族・同居人

保護者等の状況	必要書類
・雇用されている方 ・雇用が内定されている方 ・復職予定の方	「就労証明書」(指定様式) ※午後3時以降かつ月10日以上勤務が必要です。 ※令和8年4月1日時点で就労していることの証明が必要です。 ※雇用主による証明が必要です。保護者等での作成は認められません。 ※勤務先が複数ある場合は、それぞれ必要です。 ※きょうだいで申し込まれる場合は、下の子に原本・上の子は写しを添付。
・自営業の方	①「就労証明書」(指定様式) ②「事業内容がわかる書類の写し」 ※個人事業の開業届、事業の広告(チラシ・ホームページ等)
・疾病・負傷・障がいの方	①「診断書」 (発行日より3か月以内。※疾病名、治療期間が記載されたもの。写しで可。) または「障害者手帳の写し」(障害の種類・等級がわかる箇所を含む。) ※手帳をお持ちの方は、診断書の有無に関わらず、写しを提出してください。 ②「育児ができない旨の申立書」※家庭保育が困難な状況を詳細に記載。
・同居の親族の看護・介護をされている方	①「診断書」または「要介護の状態がわかるもの」 ②「育児ができない旨の申立書」(様式は任意。)
・産前産後の利用希望 ※予定月の前後2か月	①「出産(予定)日のわかるもの」(母子手帳の写しなど) ②「育児ができない旨の申立書」(様式は任意。)
・学校に通っている方	①「在学証明書」または「学生証の写し」(※18歳以上) ②「時間割等がわかる資料」

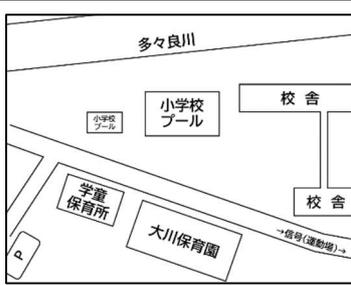
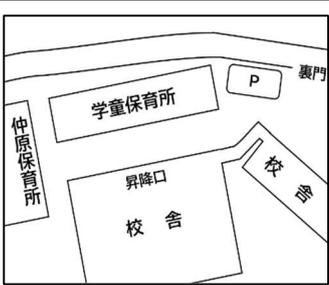
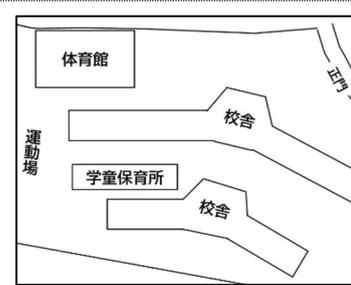
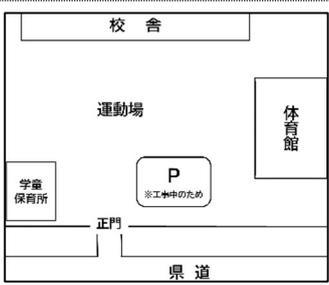
- ・ 保育所申込用の就労証明書を提出される場合、**余白に①通勤手段・時間 ②児童名**をお書きください。
- ・ **12月の申込時、就労証明書の提出が事業所のご都合により申込期間に間に合わない場合**、代替書類として「**就労証明書の提出が遅れる理由書**」を添付し、期限内にお申込みください。
 (※証明書は、理由書提出の**1か月以内**に提出お願いします。それを過ぎると審査ができません。)

≪近年の申込状況≫

	定員	R7申込者数	R6申込者数	R5申込者数
大川小学童保育所	160名	135名	144名	145名
仲原小学童保育所	160名	223名	203名	183名
粕屋西小学童保育所	200名	167名	180名	180名
粕屋中央小学童保育所	160名	176名	195名	193名

※希望者の急増により待機者も増えています。基本的に低学年(1・2年生)の入所を優先としており、**3年生以上は、入所を待っていただく傾向にあります。**ファミリーサポートセンターを利用する場合、事前講習が必要です。早めにご検討をお願いします。(かすやこども館 TEL092-410-2230)

学童保育所所在地

<p>大川小学童保育所 (定員160名) 【092-938-3330】</p>		<p>仲原小学童保育所 (定員160名) 【090-1195-0402】</p> <p>※令和8年4月より、仲原小学校の空き教室を利用して、1クラス(定員40名)増設する予定です。(増設後定員200名)</p>	
<p>粕屋西小学童保育所 (定員200名) 【090-1977-9238】</p>		<p>粕屋中央小学童保育所 (定員160名) 【090-1977-9246】</p>	

開所日と開所時間、閉所日

区分	開所時間	延長保育
学業期の平日	放課後～午後6時	
土曜日		午後6時～午後7時
長期休業期間(夏休み、冬休み、春休み)	午前8時～午後6時	
学校行事の振替休日		

※午後6時以降は、すべての児童が帰宅した場合、午後7時前でも閉所します。

※お迎えの時間(午後7時まで)は厳守してください。

※病気などにより、児童の早退が適切と判断したときは、お迎えをお願いすることがあります。

■閉所日

- 日曜日、祝日
- 年末年始(12月29日～1月3日)
- お盆(8月13日～8月15日)
- 各学校の運営に関わるもの
 - ・学級・学年閉鎖時の臨時休校日・臨時下校日
 - ・風水害や事件・事故等における臨時休校日
 - ・日曜日・祝日の出校日(保護者参観など)

急遽、学童保育所を休所する場合は、小学校からスクリーン(連絡アプリ)でお知らせすることがあります。

※風水害や突発的な事件・事故等により、臨時休所する場合があります。

また、開所中でも、学童保育所でお子さまをお預かりすることが危険と判断した場合、お迎えをお願いすることもあります。

利用料金

①**受益者負担金(保育料)**、②**会費(おやつ等代)**、③**保険料(スポーツ安全保険)**がかかります。
滞納された場合は、退所していただく場合があります。

1 役場にお支払いいただくもの(口座振替)

①**受益者負担金(保育料)**【口座振替(次ページ参照)】

	利用区分	負担金額
I	放課後(土曜日・長期休業期間等は午前8時)から午後6時までの利用	3,000円/月
II	放課後(土曜日・長期休業期間等は午前8時)から午後7時までの利用	4,000円/月
III	Iの利用区分で、臨時に延長保育を利用した場合 (午後6時～午後7時の利用) ★延長保育の時刻確認は、インターホンで呼びかけされた時刻で行います。	Iに加算される額 200円/1回 (上限1,000円)

○月の中途の入所・退所の場合(I・IIの金額)

・入所の場合…入所日が1日から15日までは全額、16日から末日までは半額

・退所の場合…退所日が1日から15日までは半額(前月末までに退所届必要)、16日から末日までは全額

○利用区分の変更は、申込日の翌月1日から適用されます。前月末までに変更申込書をご提出ください。

○延長保育料(IIIの金額)は、月末締めで翌月の保育料に加算して納付いただきます。

2 各学童に直接お支払いいただくもの(現金でのお支払い)

②**会費(おやつ等代) 児童1人当たり 月額 2,000円【現金】**

○前月末までに学童保育所に現金で納入してください。(例:5月分は4月末まで。)

○おやつ・折り紙・文房具等の購入費に充てます。

児童が学童保育内での生活に使うもので、保育料とは別の費用負担となります。

※土曜日のおやつは、料金に含まれていません。土曜日利用の際は、お弁当の他に100円程度のおやつをお子さまに持たせてください。

また、冷蔵庫はありません。傷みやすいものは避けてください。

※月の中途の入所・退所の場合は、保育料同様に半月計算となります。

③**保険料(スポーツ安全保険) 児童1人当たり 年額 800円【現金】**

学童保育利用中に発病やけがをした場合、治療費は保護者の負担となります。

事故の発生を未然に防ぐため、万全の注意を払っていますが、万一のときに備え、保護者の負担軽減の観点から、スポーツ安全保険に加入していただきます。(保険の規定の範囲内で給付されます。)

(保険金額:死亡2,000万円、後遺障害最高3,000万円、入院4,000円/日、通院1,500円/日)

事故対応

児童の発病・その他事故など発生した場合は、保護者へ連絡します。

また、急を要すると判断した場合は、ただちに医師の手当を受けさせます。

この場合の実費(医療費、タクシー代など)は、保護者の負担とします。

受益者負担金（保育料）の納付方法

口座振替での支払いとなります。（当月の月末引き落とし。末日が休日の場合は、翌営業日。）

「粕屋町 口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書」（粕屋町役場・学童保育所にあります。）を作成され、通帳・お届け印をお持ちになって、下記の金融機関で申し込んでください。なお、金融機関へ申込後、口座振替開始までに1か月程度かかります。**開始までは、振込用紙でのお支払いとなります。**

≪口座振替取扱い金融機関≫

- 福岡銀行（本店・支店）
- 粕屋農業協同組合
- 福岡県信用組合
- 遠賀信用金庫
- 西日本シティ銀行（本店・支店）
- 福岡中央銀行（本店・支店）
- 飯塚信用金庫
- ゆうちょ銀行（郵便局）

過去にきょうだい児が学童保育所を利用された際に提出された方は、口座情報がそのまま引き継がれます。変更がなければ提出は必要ありません。（申請書記載の保護者が同一の場合に限ります。）

減免申請【受益者負担金（保育料）のみ対象】

経済的な事情により負担金の納付が困難な世帯や、きょうだい児が同時に学童保育所に入所する場合、下記のとおり負担金の減免制度があります。

減免申請書の様式は、各学童保育所と学校教育課に用意しています。減免理由を証明する書類を添付のうえ、各学童保育所にご提出ください。

減免は、申請があった月から適用します。ただし、就学援助受給世帯・町県民税非課税世帯の減免申請書の提出は、7月1日から7月末日までに提出してください。4月分から減免します。8月以降に提出された場合は、申請した月からの減免となります。

※減免には申請書の提出が必要です。なお、添付する資料は、下記のとおりです。

世帯の状況	減免内容	添付する書類
生活保護受給	受益者負担金（保育料） Ⅰ～Ⅲの全額免除	生活保護受給証明書
就学援助受給		就学援助認定通知書
町県民税非課税世帯		就学援助認定通知書、または 所得課税証明書
きょうだい児（第2子目以降）	受益者負担金（保育料） Ⅰ、Ⅱの半額免除	なし（入所申込書で確認）

★会費（おやつ等代 月額2,000円／人）、保険料（年額800円／人）は減免の対象となりませんのでご注意ください。

長期休業期間のみの入所申込

それぞれ受付期間内に学童保育所に申込みをお願いします。

※学童期利用中の方や待機となっている方で利用希望の方は、申込不要です。

待機となっている方には入所可能の場合のみ連絡します。

利用期間	受付期間
夏休み(終業式の翌日～始業式の前日)	6月1日～6月15日(閉所日除く)
冬休み(終業式の翌日～始業式の前日)	11月1日～11月15日(閉所日除く)
春休み(修了式の翌日～3月31日)*	2月1日～2月15日(閉所日除く)

学業期は午後3時以降かつ月10日以上勤務が必要ですが、長期休業中に限り、勤務終了時刻が午後3時より前でも就労証明書等の添付があれば申込みできます。

受付期間内の申込者及び学業期の待機者のなかで、学年・就業状況・世帯状況等を総合的に考慮し、利用調整をします。定員を超える申込みがあった場合は、入所できないこともあります。

※春休みの入所希望の方で、4月1日以降も利用を希望される場合は、新年度の申込み(例年12月頃)が別途必要になります。申込時期が異なりますのでご注意ください。

令和8年度 年間スケジュール

令和9年度の利用入所申込みについては、令和8年11月頃お知らせする予定です。

事項	時期	備考
8年度入所申込受付	令和7年12月1日～12月13日	期限後の受付はできません。 新1年生～新6年生
入所決定通知書発送	令和8年2月上旬	
8年度 二次募集 及び決定通知書発送	令和8年3月2日～3月6日 ⇒1週間程度を目途に通知	12月の受付期間内に利用申込みをされていない方の4月以降の利用申込みの受付をします。
8年度 随時募集 及び決定通知書発送	令和8年3月9日以降 ⇒適宜通知	
7年度終了	令和8年3月31日	7年度入所児童の利用の最終日
8年度開始	令和8年4月1日	新1年生利用の開始日 (待機者の入所案内は退所者の状況により行います)
8年度夏休み利用入所申込み	令和8年6月1日～6月15日 ⇒7月初めに通知	
8年度冬休み利用入所申込み	令和8年11月2日～11月16日 ⇒11月下旬に通知	
8年度春休み利用入所申込み (R9.3.31までの入所)	令和9年2月1日～2月15日 ⇒2月下旬に通知	春休み期間中でも4月1日以降は新学年となるため、9年度入所申込みをお願いします。

注意事項

～全般～

- (1)「なぜ学童保育所に行くのか」を、ご家庭においてお子さんに十分お話してください。
- (2)学童保育所の運営に著しく支障をきたす場合、退所していただくこともあり得ますのでご了承ください。
(学童保育所での生活を拒む、無断で帰宅する、他の児童の迷惑となる行為や危害を加える行為を繰り返す、お迎えの時間を厳守いただけない場合など)
- (3)児童が早退・欠席する場合は、学校への連絡とは別に必ず保護者が事前に連絡帳に記入して届け出て下さい。緊急の場合は、電話等で指導員に連絡してください。児童の口頭による申し出は認めません。
- (4)年度の途中で家族の状況や就労状況が変わった場合、届出が必要です。勤務体制が変わったり、退職・休職したりするなど、利用できる要件を満たさなくなった場合は、退所届を提出してください。

～登所・降所～

- (5)登所・降所については保護者の責任下にありますので、保護者は必ず送迎してください。
お迎えの際は、指導員に声をかけてお帰りください。
- (6)お迎えの時間(午後7時まで)は厳守してください。午後7時以降の保育は一切できません。
- (7)お迎えに来ることができる方は、安全面の観点から、次の方に限ります。
 - ①保護者(祖父母、おじおば又は兄姉(学童に入所している児童は不可。))
 - ②ファミリーサポートのまかせて会員さん
 - ③放課後等デイサービス事業者※②③については、初回は保護者と同伴して、学童保育所の指導員と3者で顔合わせをして確認をお願いします。お迎えの際は、ご本人確認ができる証明書等の提示をお願いします。

～学童での生活～

- (8)学校で給食がないときは、必ずお弁当を持たせてください。(学童保育所で昼食は出ません。)
※冷蔵庫はありません。傷みやすいものは避け、保冷剤を入れるなどの対応をお願いします。
- (9)学童保育所では、宿題をする時間は設けていますが、指導員による勉強の指導は行っていません。

～その他～

- (10)届出等の各種様式は学童保育所にあります。(粕屋町ホームページからダウンロードもできます。)
- (11)就労状況確認を6月に実施します。就労証明書のご提出をお願いします。(別途通知)
- (12)休所届は前月末までに提出し、原則、夏休み期間を対象とします。
ケガ等で通所できない等、特別の理由があるときは、1か月単位で2か月まで休所できます。
- (13)この募集要項による学童保育所とは、福祉サービスである「放課後等デイサービス」とは異なります。
放課後等デイサービスを利用される児童が学童保育所に入所することも可能です。
- (14)学童保育運営に関するお知らせがある場合は、粕屋町役場のホームページに掲載します。
- (15)学童保育所の運営に、保護者の皆様のご協力をお願いします。

■粕屋町学童保育所に関するご相談窓口(所管課)
粕屋町役場・学校教育課 TEL092-938-0182 (課直通)

